

# 経費精算デジタル化 ドタバタ

## 国税庁、「猶予2年」具体策 法施行4日前に発表

税務手続きのデジタル化を進めるための領収書などの新たな保管ルールについて、国税庁は28日、対応が間に合わない中小企業などへの具体的な適用猶予の要件を発表した。猶予を認めることが決まったのは、来月の新制度開始を目前に控えた今月上旬。その詳細が制度開始4日前の仕事納めの日に公表されるといふ異例の対応で、現場には戸惑いの声も広がっている。

「こんな土壇場での制度変更は衝撃的で、まさかの思い。ホッとする取引先があれば、準備してきたのにと怒っている人もいる。告知が十分だったと思えず、国税当局の進め方にも問題があったのではないかと」

大阪市内で「ヒロ総合会計事務所」を営み、中小企業の税務相談などにあたる田淵宏明税理士はこう話す。税理士界に約20年間いるが初めての経験という。問題となっているのは、来月施行される改正電子帳簿保存法の新ルールだ。①会計帳簿などを紙でなくパ

ソコンなどで保存②領収書などをスキャナーで取り込んでデータで保存③電子メールで届いた領収書などを電子データのまま保存、の三つの運用方法を定めている。①と②はデジタル化

改正法には、紙の保存が中心の税務書類のデジタル化を進めるとともに、国税庁の税務調査を効率化する狙いもあった。帳簿類などの電子データ取得を進めれば、申告漏れの調査や分析

### 電子領収書の保存 負担

で、中小企業や零細事業者が「準備ができていない」と困惑の声をあげていた。そこで、与党は急ぎよ、「やむを得ない事情」がある場合は新ルールの適用を2年間猶予する方針を決め、今年10日にまとめた税制改正大綱に明記した。28日に公表された国税庁の説明資料によると、システムの整備が間に合わないといった自社の準備不足などを含め、幅広く猶予を認める。税務署への事前申請も不要という。

をやりやすくなるからだ。

このため、企業側はネット通販で備品を買った際の電子メールの領収書は紙に印刷して保管するのではなく、電子データのまま保存するなどの必要があった。こうした対応はパソコンに不慣れな高齢の事業主らには重い負担となる。

### 2年間の実質猶予について国税庁が示した対応方針

- ① 猶予措置について税務署への事前申請は不要
- ② 電子取引のデータを電子保存できない場合、従来通り紙にプリントアウトして保管してもよい
- ③ 猶予措置が認められる「やむを得ない事情」とは、システムの未整備など自社の対応の遅れの場合も含む
- ④ 税務調査などで「やむを得ない事情」を問われた際、具体的でなくてよいので対応状況や今後の見通しを説明すればよい
- ⑤ 2024年以降は電子データの電子保存が必要なものでそれに向けた準備を(国税庁の公表資料から作成)

施行目前に猶予措置を設けた理由について、財務省は「中小企業が対応しきれないなどの声があった」と説明。ただ、今回はあくまで「宥恕措置」(寛大な対応)と位置づけており、2年後には完全施行を求める方針だとしている。